


# 不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保！ ～外国人の適正な雇用にご協力ください～

【 生活環境課 】 

令和7年1月1日現在、日本に不法残留する外国人は約7万4千人で、不法就労の予備軍とも言われ、その一部は犯罪等に深く関与しているものと認められます。  
 政府が毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」に指定、警察も月別広報重点に「不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保」を指定し、指導啓発活動を推進しています。  
 不法就労は働いた外国人だけではなく、外国人に不法就労させた雇用主も処罰の対象となりますので十分注意してください。

## 不法就労とは？ 不法就労となるのは、次のような場合です。

- ① **不法滞在者や被退去強制者が働くケース**  
 (例) 密入国した不法在留者や在留期限の切れた不法残留者(オーバーステイ)、退去強制が決まっている人が働く場合など
- ② **出入国在留管理庁から許可を受けずに働くケース**  
 (例) 観光の目的で入国した人、留学生や難民認定申請中の人が資格外活動許可を受けずに働く場合など
- ③ **在留資格で認められた範囲を超えて働くケース**  
 (例) 資格外活動許可を受けた留学生が風俗営業店で働いたり、許可された時間数(週28時間以内)を超えて働く場合など

## 雇用主の皆さんへ

来日して長期滞在の外国人には「在留カード」が交付されることになり、外国人を雇用する場合、「在留カード」の関係箇所に記載された内容により就労できるかどうかを確認して適正な雇用に努めてください。(下記参照)

## 「在留カード」の確認ポイント！ 在留カードの記載事項を確認してください。

**ポイント1** 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。  
 「就労不可」の場合は、原則として雇用できません。ただし、**ポイント2**を確認する必要があります。

**表面**



チェック

**裏面**



チェック

**ポイント2** 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。  
 「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は就労することができます。  
 「許可」：原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く  
 「許可」：資格外活動許可書に記載された範囲内の活動

**注意** 雇用する外国人が、不法滞在者や資格外活動であることを知らずに就労させた場合も雇用主は処罰の対象となり得ますので、就労制限等を必ず確認してください。